

地域部活動に向けた運動部の課題とスポーツガバナンスに関する一考察

溝口紀子¹⁾ 村本宗太郎²⁾

令和5年度以降, 休日の部活動を段階的に地域に移行することになった。地域部活動ではこれまで学校がほぼすべて担ってきた, 指導者の配置や指導をはじめとする部活動の運営について, 地域クラブや地域の競技団体等, 各種スポーツ団体が運営主体として参画することが期待されている。

しかしながら, これまで学校内部で教員が担ってきた運動部に, 学校外部の組織や人材が関わることに對してスポーツの場となる学校や, 保護者等から懸念も示されている。さらに, 教員免許やコーチングライセンスを所有しないスポーツ指導者が地域指導者として参画した際に, 生徒らに對して教育的意味を含んだ指導を行うことができるのかという懸念や, これまでは単一の学校で参加していた大会にクラブチームや合同チームが参加する余地がどの程度あるのかといった大会のあり方等に関してもこれまでとは異なる制度整備がすでに求められている。

このように, これまで行われていた運動部のあり方を, 単に「学校」から「地域」へとスライドさせるように変更するだけでは運動部の現場で混乱を招き, 本来プレーヤーとして中心に考えられ, 尊重されるべき生徒らにとっての不利益にもつながりかねない。

そこで本研究では, 現在進行している学校部活動から地域部活動に向けた諸課題について触れた後に, 提起した課題の中でも特にスポーツガバナンスに着目して内容の検討を行うことを目的とする。

キーワード: 学校部活動, 地域部活動, スポーツガバナンス

I. はじめに

本稿は, 2022(令和4)年5月21日に開催された「日仏スポーツガバナンスシンポジウム」における, 発表題目「地域部活動に視点を向けた課題とスポーツにおけるガバナンスのあり方」の内容を加筆修正したものである。

わが国の学校教育における部活動は, 生徒らの「学習意欲の向上や責任感, 連帯感の涵養等に資するもの」(文部科学省, 2017, p.126)とされる学校教育範囲内における活動である。部活動は, 正課教育とは異なる教育的意義を有しており, 特に運動部活動(以下, 「運動部」とする)は, 生徒らが日常的にスポーツに親しむ場を提供し, 競技力の向上にも寄与しているという点において, わが国の青少年スポーツを長くささえてきた活動であるといえる。スポーツ庁も運動部の意義について, 「部活動に参加する生徒にとっては, スポーツ, 芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに, 体力や技能の向上に資するだけでなく, 教科学習と

異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり, 豊かな学校生活を実現する役割を有する」(スポーツ庁, 2020, p.1, 下線は筆者による加筆)として運動部の有用性について肯定的に言及している。

しかし, 運動部はその有用性や意義が認められる一方で, 長きにわたって多くの課題を抱えてきた。運動部の中で生じる課題の一例を挙げると, 指導者や先輩による体罰・暴言・いじめ, 勝利至上主義, 過剰な日時の練習, 多くの補欠が発生する部員制度, 根性論や精神主義の過剰な賛美, 部員らのバーンアウト等が挙げられる。運動部の抱える課題の中でも, 運動部の顧問を担当しているのが学校教員であることに起因する長時間労働との問題については近年特に注目されており, 急速に部活動改革の必要性が指摘されるようになった。

教員の働き方と運動部に関して, スポーツ庁(2020)は, 「教師の勤務を要しない日(休日)の活動を含めて, 教師の献身的な勤務によって支えられており, 長時間勤務の要因であることや, 特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある」(スポーツ庁, 2020, p.1)とし, 教員の長時間勤務問題と, 指

1) 日本女子体育大学(教授)

2) 常葉大学(助教)

導経験のない部活動指導問題について問題であることを指摘している。実際に、近代スポーツ以降のスポーツの高度化・大衆化が進む中において、運動部の活動は年々過熱し、より多くの練習を行い、大会でのより高い競技成果を残すことが求められるようになっていく。また、教員にとって未経験のスポーツ種目であっても、生徒のために顧問を務めることが求められ、土日を問わず指導を強いられることは教員らにとって多大な負担であることが運動部の問題点として提起されている。

以上の状況を踏まえて、公立学校における働き方改革を想定した部活動改革がスポーツ庁によって進められるようになった。同庁による部活動改革の第一歩として進められているのが「学校部活動」の「地域部活動」移行である。スポーツ庁によると、2023（令和5）年度から休日の部活動については段階的に地域移行を図ることが示されており、これまで学校内部で学校教育の一環として実施されてきたわが国の青少年スポーツのあり方は大きく変化することとなる。

地域部活動の概要や課題については後述するが、地域部活動ではこれまで学校がほぼすべて担ってきた、指導者の配置や指導をはじめとする部活動の運営について、地域クラブや地域の競技団体等、各種スポーツ団体が運営主体として参画することが期待されている。しかし、これまで学校内部で教員が担ってきた運動部に、学校外部の組織や人材が関わることに對してスポーツの場となる学校や、保護者等から懸念も示されている。さらに、教員免許やコーチングライセンスを所有しないスポーツ指導者が地域指導者として参画した際に、生徒らに對して教育的意味を含んだ指導を行うことができるのかという懸念や、これまでは単一の学校で参加していた大会にクラブチームや合同チームが参加する余地がどの程度あるのかといった大会のあり方等に関してもこれまでとは異なる制度整備がすでに求められている。

つまり、これまで行われていた運動部のあり方を、単に「学校」から「地域」へとスライドさせるように変更するだけでは運動部の現場で混乱を招くことが容易に予想される。そして運動部の現場における混乱は、本来プレーヤーとして中心に考えられ、尊重されるべき生徒らに對しての不利益にもつながりかねない。

そこで本論では、現在進行している学校部活動から地域部活動に向けた諸課題について触れた後に、提起した課題の中でも特にスポーツガバナンスに着目して

内容の検討を行うことを目的とする。これまでほぼ学校の範囲内で完結していた運動部が、学校から社会へと展開される中で、スポーツ団体の運営のあり方に関わるスポーツガバナンスについて検討することは、青少年スポーツとしての運動部だけではなく、今後のわが国におけるスポーツ課題を検討するうえでも重要な事項と考えられる。

II. 地域部活動の概要と課題

まず地域部活動とは、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁、2020）の中で、「部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）」（スポーツ庁、2020、p.2、下線は筆者による加筆）とする形で部活動が地域の活動として開かれて行われることが表現された活動であり、これまで部活動の運営および、平日・休日を問わず指導のほぼすべてを担っていた学校の教員に對して、「休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべき」（スポーツ庁、2020、p.2）とする意識から示された活動形態である。なお休日の活動に對する問題意識は教員に對するものだけではなく、生徒についても、「休日の部活動に對する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要」（スポーツ庁、2020、p.2）としてスポーツ庁がまずは休日の運動部のあり方から改革を進めていこうとする指針が示されている。

次に地域部活動の運営主体に對してスポーツ庁は、「地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる」（スポーツ庁、2020、p.3）とし、地域における指導者として期待される人材の属性やスポーツ団体について例示している。加えてスポーツ庁は、「地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運営が

行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい」(スポーツ庁、2020、p.3)と部活動運営に対する地域の積極的な参画に対する期待を示している。

ここまでの内容にみられるように、地域部活動に関するスポーツ庁の発表からは、これまで学校により運営されていた部活動をまずは休日から地域へと開いた活動として進めていき、教員の負担を軽減させる意図が看取される。確かに地域部活動の制度は、教員の負担軽減に寄与し、子どもたちにとってもスポーツ種目未経験者である教員の指導を受けるよりも、種目に精通した地域の指導者による指導を受けることで、よりスポーツの楽しさを享受することが期待される。また教育的観点からも、学校の教職員ではない地域の大人と関わる機会を得ることのできる、今後のスポーツのあり方を考えるうえで望ましい制度と考えることができる。

しかし、これまで学校内部で成立していた部活動の運営を、地域社会へとスライドさせるだけで、部活動が生徒らにとって意義のある活動となる可能性を考えると疑問が残る。ここまでスポーツ庁から言及された地域部活動に関する諸指摘は大人側の論理に基づいて行われている。しかし、部活動の主役は生徒らであることを考えると、学校と地域の連携準備が整わないままに部活動を完全に学校から切り離そうとする動きは、これまでの部活動が有していた部活動の意義を損ねることも予想される。そこで、次に地域部活動に関する課題について着目する。

地域部活動に関する課題としてまず挙げられるのがスポーツ活動機会の格差の発生である。これまで部活動は、生徒らが所属する学校という身近な場で行われていた学校教育活動の一環であったからこそ比較的安い費用で生徒らがスポーツ活動に触れることができた。しかし、今後地域部活動の運営主体として民営のスポーツクラブへ委託を行った場合、行政からの補助があったとしても各家庭への負担は増大し、その結果、各家庭の事情によって活動に参加したい意欲を有しながら参加することができない生徒が生じることが懸念される。もちろんこれまでの部活動が学校教員のほぼボランティア活動として行われており、教員の負担のもとに生徒らがスポーツ活動を享受していたことを考えると受益者負担として一定程度生徒らの負担が大きくなることはやむを得ないといえる。しかし、スポーツ活動機会の格差の発生は、青少年期にある生徒らに

とってのスポーツ活動機会の喪失、生徒らの運動習慣減少に伴う体力低下にもつながる、わが国の生涯的な福祉課題にも通ずるため、生徒側の負担を急に増大させるのではなく制度整備が求められるといえよう。

またスポーツ活動機会の格差という問題は、部活動における生徒らという範囲にとどまらず、国民にとってのスポーツ機会の確保という課題とも関連する。わが国のスポーツに関する根幹法であるスポーツ基本法は前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」(スポーツ基本法、2011)とし、スポーツ活動に対する国民の参画機会の確保が成文化されている。

また2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までを期間として策定された第3期スポーツ基本計画の「総合的かつ計画的に取り組む12の施策」における「①多様な主体におけるスポーツの機会創出」の項において、「学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」として、子どものスポーツ活動に関連する言及がみられる。そこでは現状として、「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査からは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子供の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなった」(スポーツ庁、2022、p.22)ことや、「運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある」こと等の、子どもの体力低下に関する内容が挙げられている。以上の現状に対する今後の施策目標として、「体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。→運動時間の増加、卒業後も運動やスポーツをしたいと思う子供の増加、体力合計点の向上」(スポーツ庁、2022、p.22)が示されている。子どもたちのスポーツ機会の充実と体力向上が施策目標として示されている中で、スポーツ活動の機会格差が生じることが施策目標とも反するものといえる。施策目標では「『運動部活動の地域移行に関する検討会議』で

提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する」(スポーツ庁, 2022, p.22) ことが挙げられているため、スポーツ機会の確保のためにも運営主体については検討されることが求められる。またスポーツ活動の機会格差をめぐる課題では、人口や地域のクラブ数が充実する都市部と、比較的充実しているとは言い難い地方による受け皿となるスポーツ団体の格差等も想起される。

ここまでみてきたスポーツ基本法や第3期スポーツ基本計画の内容からも子どもにとってのスポーツ機会の確保は重要な課題であることは明らかといえる。地域部活動をめぐる議論の中では、学校の働き方改革ばかりに注目が向き、部活動を学校から切り離し、すべて民間組織に委託すればよいという意見も散見される。しかし、そのような部活動の地域移行が進められる自治体は、予算の視点からも受け皿となる民間組織の視点からも多くはないと考えられ、子どもの青少年期におけるスポーツ機会が失われる可能性もある。スポーツの中心はプレーヤーである子どもであることを認識した制度変更が今後求められる。

次に挙げられるのが、少子化が進む中におけるスポーツのあり方の検討である。現在わが国は少子化が進み、運動部の部員数は減少傾向にある。これまでの運動部では、近代スポーツの潮流である高度化と大衆化に沿って競技力を重視した活動方針をとる活動が多くみられた。

しかし、地域部活動への移行に伴う運動部の変化に伴い、わが国の青少年スポーツのあり方そのものについても再度検討する必要があるといえる。青少年スポーツのあり方をめぐる議論では数多くの論点があるが、その中でも大会形式のあり方は考慮すべき重要な課題であるといえる。

これまでの運動部では、多くのチームが存在していたことから、全国大会優勝を頂点とするトーナメント方式にみられる、効率的に優勝者を決める大会形式が小学校から大学まで多くの運動部で行われてきた。しかし、トーナメント方式は一度負けてしまうと大会への出場そのものが終わってしまう大会形式である。そのため、勝利が最も重要な価値であると認識され、その結果として極端な勝利至上主義も支持されることとなった。極端な勝利至上主義では、能力の高い特定の部員だけが試合に出場することとなり、その結果、多くの補欠部員が発生する状況を誘発させることになった。加えて、特定の選手ばかりが酷使されることによ

る、若年層からのスポーツ障害の問題も惹起されてきた。

しかし、これまでの運動部における勝利は、選手本人にとってのスポーツにおける勝利の喜びだけではなく、多くのステークホルダー(学校、指導者、保護者、地域)にとって、効果的な学校の宣伝効果、成果を残すことによる意見を許さない部活動指導者の存在、極端なスポーツ推薦制度による進学、地域アイデンティティの喚起といった、多大なメリットを生み出してきた。このような状況下においては、勝利至上主義に陥るのは構造上やむを得ない側面があった。

地域部活動へと移行することはこれまで以上に勝利至上主義へと陥る可能性も含んでいる。これまでの学校範囲内における運動部では運営主体が学校であったため、学校責任者により教育的価値という視点から活動の規範が定められ、一定程度の制限を加えることも可能であった。しかし、地域部活動となり運営主体が地域のスポーツ団体となった際に、学校部活動では一定程度担保されていた教育的な価値よりも、勝利を志向する集団が主体となる可能性も含んでいる。地域部活動への参加者として採用するスポーツ指導者やスポーツ団体が、生徒らにとっての部活動であるという点を担保しながら指導できるかは重要な視点であると考えられる。

運動部における勝利至上主義の抑制の方策として大会制度のあり方を再考することも今後検討されるであろう。例えば、全日本柔道連盟(以下、「全柔連」とする)は2022(令和4)年3月に全柔連全国小学生学年別柔道大会を廃止した。その理由として全柔連は大会のあり方について、「昨今の状況を鑑みるに、小学生の大会においても行き過ぎた勝利至上主義が散見される所であり、心身の発達途上にあり、事理弁別の能力が十分でない小学生が勝利至上主義に陥ることは、好ましくないもの」(全柔連, 2022)と勝利至上主義への傾倒を疑問視していることが指摘されている。

地域移行の問題が提起されているのは中学校の運動部であるが、全柔連の指摘にみられるように、トーナメント方式の頂点である全国大会の存在が勝利至上主義につながる可能性は高いと考えられる。大会方式の再検討は生徒らにとっての勝利至上主義の問題だけではない。全国大会のような規模の大きな大会を定期的に開催することは、大会運営者や保護者らにとっても負担が増大することとなる。学校の働き方改革を喫緊

の課題としている現状では、スポーツ指導者としてのだけの負担だけではなく、スポーツ大会の運営者としての負担についても検討を行うことが今後求められるといえる。

ここまで言及してきたように、学校部活動から地域部活動への移行は、ただ学校から地域へと部活動のあり方をスライドすることで社会課題の解決が達成することができるという問題ではなく、多くの制度上の課題が生じるものといえる。将来的に運動部を地域へ完全に移行させる場合であっても、長く続いてきた制度上の課題に対して一つずつ整備していくことが求められる。

最後に大会形式に関する課題の整備の例として、日本中学校体育連盟（以下、「中体連」とする）の取り組みを挙げる。中体連は、「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について」（中体連、2022）の中で、2023（令和5）年度から全国中学校体育大会への参加資格について、これまでに実施されてきた学校のみを単位とするのではなく、民間のクラブや団体、個人が出場できるように要件の緩和を示した。この中体連の取り組みにみられるように、生徒らを中心とした段階的な制度整備を続けていくことが求められるといえよう。

Ⅲ. 地域部活動をめぐる課題とスポーツガバナンスの必要性

これまで論じてきたように、運動部は活動の有用性が認められる一方で、多くの課題を抱えてきた。現在、学校部活動の地域部活動化が進む中で、段階的な制度整備を進めるのと同時に、これまで運動部において生じていた諸課題に対する方策も導入しながら検討を進めていく必要があるといえる。現状の課題解決に向けた方策を含んだ制度整備を行わなければ、名称と運営主体だけが地域化し、運動部の内部の問題が先送りされるだけではなく、運営主体の方針によってはこれまで以上に部活動におけるトラブルが顕在化することも予想される⁽¹⁾。そこで本稿の最後に、地域部活動への移行をめぐる課題の中でも特にスポーツガバナンスに着目して問題点を提起する。

これまで運動部が学校教育の一環であったことは、「学校の範囲内で行われている活動」とする名目のもと、運動部に関連する責任の所在を明らかにし、安定した行為規範の担保が社会から期待されることに寄与

していた。しかし、これまでの運動部で問題が続いていたことにみられるように、運動部組織の実態と、社会から寄せられる期待とは差異があるものといえる。例えば、2022（令和4）年4月に熊本県の秀岳館高校サッカー部で発生した指導者から部員への暴力事件に対して、メディアは学校部活動で生じた事件として前代未聞であり、異常事態であるとして報道していた。この報道の背景には、学校という子どもの教育に関して最も信頼のおける組織の中の活動で、指導者である大人が規範に反する行動を当然のように行っていたことに対する社会的な非難を示したものともいえる。しかし、運動部における問題が生じるとメディアはこれまでも同じような報道を繰り返しており、社会的な期待に対して、運動部は十分に答えられていなかったともいえる。以上にみられる、スポーツ団体の組織としての機能不全に関する視点としてスポーツガバナンスの考え方がある。

スポーツ庁は、これまでスポーツガバナンスに関して「スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠」（スポーツ庁、2020）であると指摘している。上記問題意識にもとづいてスポーツ庁は、「スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範」として、各スポーツ種目を統括する中央競技団体や、その他一般スポーツ団体に向けてスポーツ団体ガバナンスコードを策定した。このスポーツ団体ガバナンスコードは、国の中央競技団体だけではなく、一般スポーツ団体もその対象となっている。今後、地域部活動の運営主体となるスポーツ団体もスポーツガバナンスについて検討する必要が想定される。

次にスポーツガバナンスの概要について論じる。そもそもガバナンスという語について、コーポレートガバナンス（企業統治）という語があるように、ガバナンスからは集団に対する統治・監視を想起させる語といえるだろう。しかし松本（2020）は、スポーツ団体におけるガバナンスについて、「スポーツの価値増大のための権限と責任の分配の仕組み」（松本、2020、p.10、下線部は筆者による加筆）であると指摘している。この指摘に関連して、松本（2020）はガバナンスとは「民間組織においては、その組織運営における権限と責任を分配することにより、組織運営の効率性と健全性を達成するための仕組み」（松本、2020、p.13）

であり、統治や監視の意味から想起しやすいスポーツ団体の不祥事対策はその一部であると指摘している。

松本のスポーツガバナンスに関する指摘に基づく、権限と責任の所在が不明確であったり、適切な分配がなされていなかったことがこれまでの運動部における課題の一因となっていることが推測される。例に挙げた、秀岳館高校サッカー部における事件では、指導者に権限が集中し、責任は部員らに帰属させていたことが事件の発生要因の一因と考えられ、スポーツガバナンスの機能不全であったことが推測できる。

今後、地域へと開かれた地域部活動となっていく際には、教員を中心として進められていた学校部活動よりも多くの人が地域部活動に関わりをもつことが予想される。そのような地域部活動の中でも生徒らを中心に据えた運動部であるためには、学校の中だけで共有していた規範意識、校則や部のルールだけでは足りず、誰もが従うべき、権限と責任の分配の仕組みであるスポーツガバナンスを整備する必要があるといえる。

具体的なスポーツガバナンスをめぐる方策としては、辻口（2017）や高松（2017）が指摘を行っている。例えば辻口（2017）は、スポーツにおけるグッドガバナンスの維持・充実のために、①法令による規制、②補助金・助成金による牽制、③スポンサーによる牽制、④上部団体による牽制といった対策を挙げ、スポーツ団体に対する規制を検討することによってグッドガバナンスを達成することに関して言及されている。

高松（2017）はスポーツ団体のグッドガバナンスに向けた対応として、①適切な組織整備、②適正な財務会計処理、③公平かつ透明な意思決定の確保、④迅速かつ適正な紛争解決の仕組み、⑤実効的なリスク管理体制と再発防止体制、⑥情報公開・共有（高松、2017）を挙げている。辻口によるグッドガバナンスへの対策は実務的な統制・監視意識に基づいた指摘がされ、高松による指摘は松本の指摘するスポーツの価値増大のための権限と責任の分配の仕組みに近いものといえる。

これまで運動部は学校教育の一環として行われてきたことにより、「学校で行っていること」とする一定程度の教育性が担保されていた。しかし、今後地域部活動となる中で活動の原則・規範を定めなければ、運動部運営において権限と責任が特定の人物や団体に集中してしまい、結果としてこれまでに生じてきた運動部での問題が繰り返されてしまうばかりか、より悪化することも懸念される。今回の秀岳館高校の事件では、

監督が辞任、コーチが免職処分となったが、この処分はきわめて対処療法的であり、活動を行う前にスポーツガバナンスの考え方を取り入れ実践しようとすることで地域と学校が関わりをもったとしても問題が軽減する方向へとつながるのではないだろうか。不祥事を防ぐという点について高松（2017）は、ガバナンスについて「部活動においても、社会的責任を果たすためにはガバナンスの確立が不可欠であり、ガバナンスの確立が、部活動内での生徒の権利侵害や不適切会計等の不祥事を防ぐことにつながる。」（高松、2017、p.154）として、スポーツガバナンスの確立の必要性を指摘している。今後、地域部活動の制度整備を進める中では、スポーツ庁の示す、一般スポーツ団体向けの「スポーツ団体ガバナンスコード」を参照としながら地域部活動におけるガバナンスコードの作成とその遵守を検討していくことも重要となるのではないだろうか。

ここまでスポーツガバナンスの概要や地域部活動との関連における必要性について論じてきたが、地域部活動においてスポーツガバナンスを検討していく場合であっても、生徒と指導者、一部運営者だけが理解していれば良いというわけではない。地域部活動として地域に展開される活動になるうへでは、運動部に少しでも関わりをもつ人々すべてが理解し、グッドガバナンスを目指す姿勢をとるからこそ良好なスポーツ団体として機能するといえる。そのためには、運動部の中心は生徒であるとするプレーヤーズ・センタードの意識を有し、自身も運動部の当事者であるという認識のもとに地域部活動をささえる意識を有することが部活動の地域展開の根幹となるのではないだろうか。

Ⅳ. 日仏シンポジウムにおける質疑応答

本項では、地域部活動における持続可能なグッドガバナンスための知見を得るために、令和4年5月20日（日）袋井市さわやかアリーナにて開催された「日仏スポーツガバナンス」の第2部パネルディスカッションの質疑内容について報告する。

ブルッス氏：村本さんの豊富な情報量、発表に賞賛を贈りたいと思います。

フランス柔道は競技の教育的価値を非常に重要視しています。これが、大多数の保護者が柔道教師を信頼する理由であると思います。とりわけフランスでは、

子供向けの教育用柔道と競技用柔道が分離されています。嘉納治五郎の故郷であるはずの日本が、どうして柔道を通じての青少年教育に同じような機会や方法を与えないことをどう思いますか？

村本氏：思想としては尊重をしていると考えられます。しかし、全柔連として柔道をどのように捉え実践しているのか十分な発信をしているか一般の人に聞こえてこない。柔道を通じて得られる教育的意義を明確に示されていないのではないのでしょうか。教育と競技が同化しており、特に鍛錬主義的スポーツ観によって厳しい修行を経ることに教育的意義があると誤認されているのではないかと考えます。

ブルッス氏：山下さんが全日本柔道連盟の会長になったとき、一部のコーチの暴力を根絶するために大きな改革に着手しました。当時、私はこのテーマでいくつかの会議を行う機会がありましたが、子どもに対する暴力の問題は、スポーツの分野に限らないことに注目しました。子どもを守るための予防、訓練、制裁（懲罰規定）など、より幅広い手段が必要な社会の問題だと思いませんか？

村本氏：おっしゃる通り。社会の問題として捉えなければ解決しないと考えられます。現在の日本では教育という営みが学校だけで行われているものであると考えられているように思えます。そして、子どもが1人の人間として人権を有する主体であることがおろそかにされているように感じます。

ブルッス氏：文部科学省が策定した将来の教師やコーチのためのトレーニングプログラムや資格研修の内容に、この発表で説明された要素がどの程度考慮されていると思いますか？

村本氏：知識や文言としては含まれているがそれが実態とかけ離れてしまっていることが課題ではないでしょうか。原則として部活動は教育の一環であるが、課外であることは課程の中で学んでいます。しかし、実態として教育現場に出た時に部活動顧問を任されることが多いと思います。理論と現場の乖離を埋めていくことも同時に行う必要があるのではないのでしょうか。

注

(1) 奈良県立山辺高校のサッカー部員が未成年飲酒を行っていたが、学校とサッカー部の運営を委託されていた民間クラブとの間に部活動で発生した問題の責任の所在が曖昧であったことが露呈する問題が発生した。同問題に

関して、「校長は『寮内で起きたことは、アカデミーに指導を任せていた。認識が甘かった』と謝罪。アカデミー側は『学校側に報告した時点で（飲酒問題は）終わっていると思った』と釈明した」（産経新聞、2020）と発言している。

引用文献

- 公益財団法人 日本中学校体育連盟（2022）全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について、<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/06/%E7%AC%AC%EF%BC%96%EF%BC%92%E5%9B%9E%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%B0%B4%E6%B3%B3%E7%AB%B6%E6%8A%80%E5%A4%A7%E4%BC%9A%E3%80%80%E8%A6%81%E9%A0%85%E7%A%B6%E6%B3%B3%E3%83%BB%E9%A3%9B%E8%BE%BC.pdf>（参照日2022年9月1日）
- 公益財団法人 全日本柔道連盟（2022）全国小学生学年別柔道大会について、<https://www.judo.or.jp/news/9766/>（参照日2022年9月1日）
- 松本泰介（2020）中央競技団体に関するスポーツガバナンス再考—法学からの整理：これからのスポーツガバナンス（早稲田大学スポーツナレッジ研究会），pp.9-21，創文企画，東京。
- 文部科学省（2017）【総則編】中学校学習指導要領（平成29年告示）解説，https://www.mext.go.jp/content/220221-mxt_kyoiku02-100002180_003.pdf，（参照日2022年9月1日）
- NHK（2022）熊本 秀岳館高校 サッカー部コーチの暴行 監督ら事実認め謝罪，<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220505/k10013612901000.html>（参照日2022年9月1日）
- 日刊スポーツ（2022）秀岳館で暴力行為53件、教職員15人を処分 サッカー部暴行問題受け校内アンケート実施，<https://www.nikkansports.com/soccer/news/202207290001167.html>（参照日2022年9月1日）
- 産経新聞（2020）責任は学校、それとも委託先？ 奈良県立高サッカー部飲酒問題，<https://www.sankei.com/article/20201221-BACVS7PX5NLMJCC5WZHJSUT6PE/>（参照日2022年9月1日）
- スポーツ庁（2020）学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について，https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf（参照日2022年9月1日）
- スポーツ庁（2020）スポーツ団体ガバナンスコード，https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate_top10/list/1412105.htm（参照日2022年9月1日）
- スポーツ庁（2020）スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の適切な周知・運用に向けて，https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/choukan/detail/1421062.htm（参照日2022年9月1日）

スポーツ庁 (2022) 第3期スポーツ基本計画の概要 (詳細版), https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf (参照日2022年9月1日)

辻口信良 (2017) “平和学”としてのスポーツ法入門, pp.204-213, 民事法研究会, 東京.

高松政裕 (2017) 部活動内のガバナンス: Q&A 学校部活動・体育活動の法律相談—事故予防・部活動の運営方法・注意義務・監督者責任・損害賠償請求 (白井久明・片岡理恵子・高松政裕・宮田義晃著), pp.154-160, 日本加除出版, 東京.

参考文献

早川吉尚 (2011) スポーツ団体のガバナンス: スポーツ法への招待 (道垣内正人・早川吉尚編), pp.79-94, ミネルヴァ書房, 京都.

石堂典秀 (2018) スポーツにおける連帯責任は問題か?: スポーツ法へのファーストステップ (石堂典秀・建石真公子編), pp.114-133, 法律文化社, 京都.

野瀬清喜 (2020) 指導者にルールはないのか?: ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」実践のヒント (公益

財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」起草委員会), pp.65-71, 明石書店, 東京.

付 記

本研究は, 科学研究費20K1 9582の助成を受け遂行したものである.

謝 辞

本研究の遂行にあたり, ご協力賜りましたブルース教授, 村本助教, 公益社団法人袋井市スポーツ協会, 日本女子体育大学教職員, 溝口研究室学生の皆様に深く感謝いたします.

(令和4年9月9日受付)
(令和4年10月20日受理)

Issues Related to Sports Clubs Shifting to Community After-School Activities and Sports Governance

MIZOGUCHI Noriko and MURAMOTO Sotaro

Bulletin of Japan Women's College of Physical Education, 2023, 53, 55-63

From 2023, schools in Japan will gradually transfer after-school activities during school holidays to local communities. Although schools have been traditionally responsible for after-school activities, various sports organizations, such as local clubs and local sports groups, are expected to join as part of the main body in the management of after-school activities, including the training and placement of instructors.

However, some parents, as well as schools where students play sports, have expressed concern over the possibility of non-school organizations and personnel getting involved in sports clubs previously overseen by teachers within schools. Furthermore, concerns abound about whether sports instructors, who are not qualified teachers or coaches, would be able to instruct students with educational significance if they were to join the initiative as community instructors. There is a demand for a different system for organizing competitions as some wonder whether there is room for club and joint teams to participate in competitions that previously saw the participation of individual schools.

As explained above, changing the traditional way sports clubs are run by merely moving the location from schools to local communities may cause confusion at the location of the activities and lead to disadvantageous situations for students, who ought to be the focus of consideration and respect as athletes.

Therefore, this study first outlines various challenges related to the ongoing initiative of moving the location of after-school activities from the school to the community and examines the details of the issues raised, with a particular focus on sports governance.

Keywords : Sports Governance, Bukatsu, After-School Activities

